

平成29年度第1回北海道入札監視委員会 開催結果

日時 平成29年7月21日(金) 13:30～

場所 道庁7階 農政部第1中会議室

(委員会次第)

1 開 会

2 挨拶

3 委員長選任及び委員長代理の指名

4 議 事

(1) 平成29年度北海道入札監視委員会活動計画(案)

5 報告事項

(1) 平成28年度入札契約執行状況(平成29年3月末現在)

(2) 台風上陸に伴う災害復旧工事発注の進捗状況
(平成29年6月末)について

(3) 談合情報対応状況について【非公開】

6 閉 会

平成29年度 第1回北海道入札監視委員会 出席者名簿

委員長	八 幡 雄 治
委 員	池 田 聡一郎
委 員	蟹 江 俊 仁
委 員	相 馬 仁 美
委 員	吉 原 美智世

※五十音順、敬称略

関係各部局出席者

所 属	職	氏 名
農政部農村振興局事業調整課	課 長	須 藤 正 之
//	主 幹	高 橋 慎 哉
//	主 査	四 戸 秀 幸
水産林務部総務課	課 長	黒 澤 政 之
//	主 幹	原 田 政 史
//	主 査	宇 野 雅 巳
建設部建設政策局建設管理課	課 長	勝 谷 裕
//	主 幹	中 村 廣 行
//	主 幹	通 岩 公
//	主 査	工 藤 利 忠
//	主 査	中 野 啓 太
建設部建築局計画管理課	課 長	阿 部 安 孝
//	主 幹	扇 保 男
//	主 査	小屋松 久 幸
出納局財務指導課	主 幹	西 堀 謙 二
//	主 査	浦 濱 昌 永

事務局

所 属	職	氏 名
総務部	次長兼局長	古 屋 義 則
総務部行政改革局行政改革課	課 長	青 木 真 郎
//	主 幹	保 崎 正 弥
//	主 査	新 名 政 宏
//	主 事	石 川 恵

平成29年度第1回北海道入札監視委員会議事録

1 開会

(事務局)

予定の時刻より若干早いですが皆様お揃いになりましたので、ただいまから、平成29年度第1回入札監視委員会を開催いたします。

本日は、委員の皆様全員が参加されておりますことから、北海道入札監視委員会条例に定める開催要件を満たしていることを、ご報告させていただきます。

会議に入ります前に、道の人事異動により、事務局に異動がございましたので、ご紹介させていただきます。

総務部次長兼行政改革局長の 古屋 です。

どうぞよろしく願いいたします。

開会に当たり、総務部次長兼行政改革局長の古屋よりご挨拶申し上げます。

2 挨拶

(次長兼行政改革局長)

それでは、平成29年度第1回の入札監視委員会の開会に当たり、ご挨拶申し上げます。

各委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席いただき、また、日頃から道行政に対し、ご理解、ご協力をいただいておりますことに改めてお礼申し上げます。

また、各委員の皆さまには、第7期に引き続き、委員を引き受けていただき、誠にありがとうございます。

今後、2年間どうぞよろしく申し上げます。

さて、本日の委員会につきましては次第にありますとおり、まず、本年度の「活動計画」をご検討いただき、その後、「平成28年度の入札契約の執行状況」、昨年の「台風上陸に伴う災害復旧工事発注の進捗状況」、「談合情報対応状況」について、ご報告させていただくこととなっております。

昨年の8月には、北海道に3つの台風が上陸し、道内各地に甚大な被害が発生いたしました。

道としては、直ちに災害復旧に必要な補正予算を計上して、被害の復旧に対応したところです。

そういったことから、昨年度の公共工事等の発注件数は、平成27年度と比べ増加したところです。

道としては、道が発注いたします公共工事入札の更なる適正化に努めて参りたいと考えておりますので、委員の皆様の特段のご協力を賜りますようお願いを申し上げ、開催にあたってのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく申し上げます。

3 委員長選任及び委員長代理の指名

(事務局)

それでは、次第の3番目の委員長の選任及び委員長代理の指名に移りたいと思います。

本日は、第8期の委員による初めての委員会となりますことから、委員の皆様により本委員会の委員長を選任して頂きたいと思います。

北海道入札監視委員会条例第4条第2項において、「委員長は委員が互選する。」と定められておりますので、どなたか立候補、あるいはご推薦頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

(蟹江委員)

ご提案がございます。委員長に八幡委員を推薦したいと思います。

(事務局)

ただ今、蟹江委員から、委員長に八幡委員を推薦される旨のご発言がございましたが、ご異議がなければ、そのように決定してよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(事務局)

それでは、八幡委員長、一言ご挨拶をお願いいたします。

(八幡委員長)

ただいま委員長に選任されました八幡でございます。

よろしく申し上げます。

第7期より、引き続き皆様方のご協力を得て、職責を全うしたいと考えております。どうぞよろしくをお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。それでは、これからの議事の進行につきましては、八幡委員長をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

(八幡委員長)

それでは、次第の3のうち「委員長代理の指名」についてですが、条例第4条第4項の規定に基づき、委員長代理を決めさせていただきます。

条例では、委員長代理は、委員長の指名ということになっております。

委員長代理は、前期に引き続き蟹江委員をお願いしたいと思いますのですが、よろしいですか。

(委員)

異議なし。

(八幡委員長)

それでは、委員長代理は蟹江委員をお願いしたいと思います。

4 議 事

(1) 平成29年度北海道入札監視委員会活動計画(案)について

(八幡委員長)

それでは、議事の「北海道入札監視委員会活動計画」について、事務局から説明願います。

(事務局)

議事の説明に先立ちまして、配付資料の説明をさせていただきます。

お手元の次第の下段に記載しておりますが、資料1、資料2-1及び資料3につきましては、報道機関及び出席者全員に配布している資料です。

それ以外の資料につきましては、大冊又は非公開資料となっているため、委員及び関係各部(局)のみに配布しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、平成29年度の活動計画について、ご説明いたします。

資料1の1ページでございます。

1の委員会(定例会)の実施につきましては、平成28年度と同様に、年2回を予定しております。

第1回目の委員会は、本日、7月21日、第2回目の委員会は、12月から1月を目途に開催をしたいと思います。

定例委員会の実施につきましては、一昨年より年2回を基本とさせていただき、昨年度、第1回目については4月に、また、第2回目については11月にそれぞれ開催させていただいたところであります。

本年度につきましても、再苦情や、談合情報に係る審議など、急ぎの案件がある場合につきましては、随時で開催いたしますが、定例委員会の実施につきましては、2回とし、第2回目の予定を12月から1月頃を目途に開催をしたいと思います。

2の委員会における定例案件につきましては、入札契約執行状況の報告と談合情報対応状況の報告を行います。

談合情報対応状況の報告につきましては、談合情報がない場合には、報告を行っておりません。

3の現地調査につきましては、10月中旬から11月上旬に実施することといたしまして、第2回委員会にて、その結果を報告いたします。

現地調査は、平成28年度に発注した案件を対象といたしまして、1班2名~3名体制で、2班により調査を実施したいと思います。

調査案件については、北海道入札監視委員会運営要領第8の規定に基づき、委員会で指名された委員が抽出します。

4の抽出審議の実施については、議事の状況などによりまして、適宜実施いたします。

平成29年度につきましては、第2回目の委員会で行う予定をしております。

抽出審議の対象は、平成28年度に発注した案件を対象といたします。

審議案件については、現地調査同様、委員会において指名された委員に抽出していただきます。

5の入札契約制度の適正化に関する連絡調整会議からの審議要請に係る意見具申、6の入札・契約手続、指名停止の再苦情審議、7の談合情報の審議につきましては、審議要請や審議依頼を受けた場合におきまして、審議等を行います。

緊急を要する場合におきましては、随時で委員会を開催させていただきます。

2ページ目ですが、年間の活動予定を表にしております。

左側につきましては、入札契約執行状況の事務局取りまとめ期限、真ん中は、委員会の開催予定。

右側につきましては、平成28年度の活動状況を記載しています。

3ページにつきましては、これまでの現地調査、抽出審議箇所を一覧表にしております。

以上でございます。

(八幡委員長)

これについて、質問等はありませんか。

(池田委員)

抽出審議の審議対象についてですが、平成28年度が対象との記載になっておりますが、昨年度は平成27年度及び平成28年度となっていたのですが、今年度においては平成29年度は対象としないということですか。

(事務局)

基本的には、平成28年度の発注案件から抽出していただくと考えておりますが、平成29年度から抽出いただくことも可能と考えております。

(池田委員)

流動的に対応可能ということですね。
承知しました。

(八幡委員長)

他に何かございませんか。

それでは、先ほど事務局より提案のありました活動計画は了承されたものといたします。

それでは、ただいま説明のありましたとおり、10月中旬から11月上旬に、現地調査を行い、第2回委員会において、抽出審議を行うこととなっております。

現地調査、抽出審議を行うためには、「北海道入札監視委員会運営要領」の第8の規定に基づき、委員会において指名した委員が、調査審議案件の抽出を行うこととなっております。

その委員に「蟹江委員」を指名しますので、よろしくお願いします。

5 報告事項

(2) 平成28年度入札契約執行状況について

(八幡委員長)

それでは、報告事項の1番目「入札契約執行状況」について、事務局から説明願います。

(事務局)

それでは、資料2-1の「平成28年度入札契約執行状況(平成29年3月末)」に基づきまして、ご報告いたします。

1ページになりますが、右上に記載しておりますとおり、平成27年度、平成28年度ともに年度実績の数値となっております。

それでは、1の「一般競争入札の実施状況」についてですが、平成29年3月末現在の一般競争入札の実施率は、農政部、水産林務部、建設部のいわゆる発注3部におきましては「82.2%」、その他部門を含めた全体の実施率でも「83.6%」で、平成27年度と比べまして、発注3部におきましては「1.9ポイント」、全体でも「1.6ポイント」、一般競争入札の実施率が上昇したところでございます。

次に2の「発注部門別平均落札率の状況」ですが、工事部門におきましては、平成28年度の発注3部の平均落札率は、「94.1%」で、前年度と比べまして、「0.2ポイント」上昇しており、その他部門を含めた全体の平均落札率でも、2ページになりますが、「93.8%」で、前年度と比べまして「0.2ポイント」上昇しているところでございます。

次に、委託部門におきましては、発注3部の平均落札率は、「92.8%」で、前年度と比べまして「0.4ポイント」上昇しており、その他部門を含めた全体の落札率も「92.8%」で、同じく「0.4ポイント」落札率が上昇しているところでございます。

続きまして、3ページの「入札方式別平均落札率の状況」ですが、工事の一般競争入札の落札率は、総合評価方式の入札では「94.2%」と、前年度と比べ「0.1ポイント」上昇しており、通常の一般競争入札においても「0.1ポイント」上昇しているところですが、発注3部とその他部門の合計で「94.0%」で、前年度と同率となっております。こちらは、小数点以下第2位で四捨五入している関係から同率という結果となりました。

次に、指名競争入札の平均落札率は「92.7%」で、前年度と比べ「0.5ポイント」、上昇しているところでございます。

4ページから7ページは、参考資料となっております。

ただいまご報告いたしました入札契約状況の発注機関別などの、平成29年3月末現在の実績でございます。

4ページにつきましては、発注3部関係の工事、5ページにつきましては、工事の各発注機関別、6ページにつきましては、発注3部関係の委託、7ページにつきましては、委託の各発注機関別の入札契約実績となっております。

8ページから9ページにつきましては、ただいま報告いたしました一般競争入札の実施率や平均落札率など一部省略させていただいておりますが平成15年度からの年度別推移でございます。

続きまして、10ページにつきましては、工事及び委託業務の過去5年の当初契約ベースの「年間の発注額と発注件数の状況」でございます。

発注3部の工事では、平成28年度は発注額が前年対比「122.9%」となっており、発注件数も「115.3%」と増加しているところでございます。

また、委託につきましても、発注額で前年対比「133.6%」、発注件数も「112.5%」と増加しているところです。

次に、11ページは「最低制限価格などと同価落札の状況」でございます。

こちらにつきましては、平成23年の第2回委員会から報告しておりますが、落札率が最低制限価格などと同価、あるいは、千円差以内で落札されました発注3部の工事件数を調査しております。

平成28年度におきまして、最低制限価格などと同価で落札した件数は「546件」で、平成27年度と比べますと「29件」減少しております。

契約件数に占める割合でも、「2.9%」減少しております。

表の右側は、最低制限価格などから同価落札件数を含む千円差以内の落札状況です。

平成28年度の件数は「600件」、平成27年度と比べましても「20件」減少し、契約件数に占める割合につきましても、「2.8%」減少しているところでございます。

12ページは、発注機関別の同価落札状況でございます。

説明は、以上でございます。

(八幡委員長)

それでは、私の方から質問させていただきます。

平成28年度の傾向としては、前年度に比べ、発注金額、発注件数は増加し、また平均落札率は工事、委託ともに落札率は上昇した。

また、最低制限価格と同価落札及び最低制限価格と千円差以内の落札はともに減少した。

そういうことで、よろしいですか。

(事務局)

そのとおりでございます。

(八幡委員長)

一般競争入札の実施状況が「1.9ポイント」上昇したとのことだが、主な要因はどうか。

(事務局)

道の発注の多くを占める土木において、「72.1%」から「74.6%」と「2.5ポイント」上昇しております。

その点が、主な要因と考えます。

(八幡委員長)

発注3部の一般競争入札のうち総合評価の割合について、全体で32.0%となっている。

その中で、水産と林務が「2.5%」、「6.9%」と全体を大きく下回っているが、その主な要因はどのようなことですか。

(水産林務部)

まず、水産の「6.9%」についてですが、水産土木工事は、海中に魚礁を設置する工事がほとんどであり、発注時期がコンブの発芽時期や秋のサケマス漁の操業に影響を与えない時期に限られることから、総合評価方式による入札の準備期間を確保することが現状としては困難であることが、要因となっています。また、森林土木工事は、工事の規模が小さく（総合評価方式の対象とならない）2千5百万円以下の工事が過半数を占めており、総合評価の対象となる工事の件数が（他の土木工事と比べ）少ないことが、主な要因となっています。

(八幡委員長)

色々事情があることとは思いますが、総合評価方式は、価格のみの競争によらず、参加業者の過去の工事成績や施工実績等の施工能力や配置可能な技術者等の評価点と価格点を総合的に評価し落札者を決定する手法であり、より一層の公共工事の品質確保に資するものと理解しています。

そういった観点からも、今後積極的に総合評価方式の導入に力をいれていくべきかと考えますので、よろしくお願いいたします。

(池田委員)

5ページの落札率ベース表にある建設管理部の随契の件数について、平成27年度は36件であったのに対し、平成28年度は254件と大幅に増えている。その要因は、平成28年度に台風が上陸し、災害復旧工事が多く発注されたことが主な要因なのかな、と考えるところだが、以前、災害復旧工事に災害JVを導入するとの趣旨の資料をいただいたが、災害JVが参加する対象は制限付き一般競争入札のみと記載されていたと記憶している。

そう考えると、随契がここまで増加する要因は、どういったことなのか。

(建設部)

台風等の災害により、緊急的に復旧が必要となった際、一般競争入札や指名競争入札を実施するために要する期間を確保することが困難な場合がある。そういった緊急時は、一者と随意契約により対応している。

昨年の台風は、帯広、旭川、室蘭、その他多くの地域で、緊急に対応しなければならない災害が多く発生した。

その災害復旧工事を随意契約で発注したことから、件数が平成27年度と比べ、増加しています。

(池田委員)

以前の説明で、災害対応にはスピードが必要であり指名競争入札による執行が多いと聞いていたが、今回は指名競争入札すら準備出来ないほど、緊急性が高かったため随意契約で対応したとの理解でよろしいですか。

(建設部)

指名競争入札の場合は、道で設計書を作成し、その後見積期間を設定したうえで入札を行う事から、直ちに被災現場の復旧工事を行う事ができない。

(池田委員)

指名競争に必要な見積期間等を確保することが困難であったため、随意契約で執行したということですね。了解しました。

(相馬委員)

12ページの最低制限価格と同価落札の発注機関別の表について、中段の建設管理部の旭川、帯広の最低制限と同価落札の割合が平成27年度に比べ減少しているが、この要因については、(災害復旧工事の発注により)工事の件数が増加し、最低制限価格をもって落札する者が減ったという理解でよろしいか。

(建設部)

それだけが要因ということではないが、災害復旧工事の発注により工事の発注件数が増えたことが、最低制限価格と同価落札の割合が減る要因になっていると考えている。

(八幡委員長)

他の委員から、質問はございませんか。
無いようなので、次の報告事項に移ります。

(2) 台風上陸に伴う災害復旧工事発注の進捗状況(平成29年6月末現在)について

(八幡委員長)

次に、報告事項の2番目「台風上陸に伴う災害復旧工事発注の進捗状況」について、事務局から説明願います。

(事務局)

それでは、「台風上陸に伴う災害復旧工事発注の進捗状況(平成29年6月末現在)」について、ご報告させていただきます。

資料は、資料3でございます。

昨年8月に北海道に上陸しました台風により全道で、多くの災害が発生し、この時期に予定しておりました入札監視委員会の現地調査について、委員の皆様より、「台風災害の復旧を優先する。」ことを目的に、中止のご判断をいただいたところです。

さて、台風上陸に伴う災害復旧工事の進捗状況についてですが、災害発生後、現地において、調査を行い、国から災害の認定を行っていただくわけですが、道内において、災害認定を受けた地区については、農政部、59地区、水産林務部、54地区、建設部、788地区となっており、発注3部合計で901地区となっております。

災害工事の工事費等の「執行状況」ですが、農政部については、平成28年度、29年度において、予算額が約10億円となっており、そのうち8億9千万円が発注済みとなっており、執行率は約89%です。

水産林務部は、平成28年度、29年度において、予算額が約21億6千万円となっており、そのうち19億4千万円が発注済みとなっており、執行率は約90%となっています。

続いて、建設部については、平成28年度、29年度、30年度と3カ年にわたり、復旧工事を施工していく予定となっておりまして、予算額は全体で約548億円1千万、そのうち189億4千万円が発注済みとなっており、進捗状況は、平成28年度、29年度で執行が予定されている予算の約41%が発注済みとなっております。

発注3部の合計は、予算額で約580億円、執行額で約217億8千万円、執行率は、約44%となっております。

以上です。

(八幡委員長)

災害認定された地区が、3部合計で901地区ということですが、こちらは、全道すべての災害認定地区数ということですか。

(事務局)

こちらは、北海道が事業主体として災害工事を発注する必要がある災害工事の地区数でありまして、そのほかに、国や市町村で発注する災害復旧工事もありますが、その地区数は含まれておりません。

(八幡委員長)

災害認定とはどのような手続きの元、行われるのか簡単に説明いただけませんか。

(建設部)

(別紙説明資料を配付)

国土交通省の災害復旧事業の手続きについて説明します。

まず、異常気象などによる自然災害が発生した場合、都道府県、市町村など、施設の管理者が自ら復旧工事を行う必要があるのですが、災害はいつ発生するかわからずまた復旧に要する費用も膨大であることから、国がその費用について負担するというのが災害復旧事業制度でございます。

道としても、すべての費用を負担することが困難であることから、国へ災害発生について報告を行い、その後速やかに被災箇所、復旧概算額を報告します。

この報告により、国土交通省と財務省において、予算の確保等を行います。

次に、道は被災箇所の現地調査、復旧図面の作成を行い、国庫負担申請を行います。

その後、現地において、国土交通省と財務省の職員が災害査定を行い、復旧の工法、復旧の範囲、復旧金額を決定します。

災害査定は災害の規模に関係なく被災した年度に受けなくてはならない規定となっております。

災害査定後、国庫負担金が確定し交付を受けることとなります。

負担金については、被災した年度から3年間にわたり予算措置されることとなります。

災害復旧工事の実施についてですが、まず、災害査定前に応急工事を行う事が認められております。具体的には、道路が孤立してしまった場合や堤防が決壊した場合など、早急に復旧を要するような被災箇所が対象となります。

昨年の台風に関する災害復旧工事についてですが、秋から冬にかけて災害査定を受け、1月ないし2月に補正予算として、国庫負担金を受けております。

この予算に関しましては、会計年度の独立の原則がありますが、一部平成29年度へ繰り越しております。

平成28年度予算については、当該年度で執行するものと、平成29年度にまたがって執行するもの及び平成29年度において執行するものと3つの手法があります。

また、交付時期が年度末であったことから、ほとんどが翌年度に繰り越して執行することとなっております。

なお、応急工事など、災害査定前に執行した予算については、いったん道が負担し、査定後に国から他の交付金と合わせて道に交付されております。

災害復旧事業の予算としては、3カ年にわたり交付されることとなりますが、繰越制度を活用し、実質4カ年で執行することとなる予定でおります。

(八幡委員長)

災害予算の執行率ですが、農政部89%、水産林務部90%に対し、建設部は41%と他部に比べ低くなっているが、この要因について、ご説明いただけますか。

(建設部)

建設部の執行状況についてですが、建設部の予算は全体に占める割合が非常に大きく、また、帯広、旭川、室蘭に被害が集中している。

この他の建設管理部の執行率は、70%程度とそれほど低い数字にはなっていないと考えているが、被害の集中した地域については、処理件数が膨大となり処理が順調には進んでいない状況。

(八幡委員長)

件数が多かったのが主な要因であるということですか。

(建設部)

はい。そのとおりです。

(相馬委員)

被害が集中した地域は繰越額も非常に多くなっている。

たとえば、帯広建設管理部は、予算額が228億円弱、執行済み額が60億円程度となっている。

平成29年度の執行額については、繰越の160億円と平成29年度予算の40億円が今後の執行予定額ということよろしいですか。

(建設部)

はい。そのとおりです。

現在は、その繰越予算の執行に努めているところです。

(相馬委員)

その平成28年度予算は30年度まで繰り越すことは可能なのか。

(建設部)

制度上、平成30年度まで繰り越すことは可能です。

(相馬委員)

この膨大な金額が今後、発注可能であるのか。

そういったことが非常に気がかりだな。と思うわけですが、その辺はどのように考えているのでしょうか。

(建設部)

(平成30年度まで繰り越す)再度繰越という制度があるわけですが、それは例外中の例外でありまして、資料では再度繰越と表現していますが、事故繰越と申しまして、非常に限定的な要件の下運用されるものであります。

実際の運用については、財務省と協議を行って慎重な対応が必要と考えております。

(相馬委員)

今の状況だと今年度中の執行は難しいということですか。

(建設部)

そういったことも考えられるということですか。

(蟹江委員)

今の質問に関連しますが、平成29年度、30年度の執行に向け、資材、人の確保という観点で、帯広などは足りているのでしょうか。

私も少し関わっている開発局の国道の復旧工事などは、スピードアップしていて前倒しでどんどん発注している。

そういった業者と競合しなければ、問題はないのかもしれないが、資材、人の確保という観点から、今後の執行計画等をしっかり立ててやっていることとは思うが、今現在この低い執行率で今後、限られた期間の中で本当に執行可能なのか。ということが一つと、あと、災害JVの活用についてですが、活用状況はどの程度なのか。また、道としてその活用状況は十分であるとお考えなのか。見解を伺いたい。

(建設部)

資材については、やはり帯広だけの工場では十分に確保できる状況ではないが、その他の地域から運び入れるなどして対応している。

(蟹江委員)

やはり、そういう状況ですか。

しかし、全道レベルで考えた場合、確保は可能ですか。

(建設部)

未だ、十分な量を確保できているわけではないが、他の地域と話し合いをしながら、なんとか確保している状況。今後も全道の工場からなんとか必要量を確保できるよう努力したい。

また、開発局と道の違いを申しますと、開発局は発注がとても早かった。

道が本格的な復旧工事の発注が3月以降であったのに対し、開発局は2月に大規模な復旧工事を発注していた。

受注業者も、道内の大きな業者が落札しており、そういったことから復旧が加速化したと考えて

いる。

（蟹江委員）

開発局からも大きな災害復旧工事が発注されており、道も同様に災害復旧工事を発注している。手（業者）は足りているのか。

（建設部）

全道というおおきな範囲で見た場合、足りていると考えている。

（蟹江委員）

もう一つ。先ほど、随契の話があったが、帯広という地域は業者が非常に多く、例年過当競争気味というイメージを我々委員は持っている。

緊急的な対応を迫られる応急工事について、帯広は業者の確保はどうだったのか。他の地域からの応援が必要であったということはなかったのか。

（建設部）

応急工事の発注において、（帯広）管外の業者に発注したということはないと記憶している。一応、地域の建設協会などと、応急工事に対応するための協定を各建設管理部で締結しているため、その協定の中での運用となることから、管外の業者に依頼するということは原則ない。

（蟹江委員）

その取扱いは、帯広以外の室蘭や旭川も同じ扱いか。

（建設部）

はい。そのとおりです。

（蟹江委員）

了解しました。

（建設部）

災害JVの活用状況について、お答えしたいと思います。

（別紙資料にて説明）

災害JVの活用は、3月から帯広建設管理部において運用している制度ですが、災害復旧工事などについて、帯広管内の業者だけでは対応が困難であることが予測できたことから、従前の制度を緩和し、管外の業者が帯広管内の工事の入札に参加しやすくした制度でございます。

災害JVの入札参加率ですが、入札参加者全体の7割程度を占めております。

（蟹江委員）

そんなに多くの災害JVが参加しているのですか。

（建設部）

はい。

実際に、災害JVが受注した工事の件数についても、全体の6割となっています。

(蟹江委員)

大規模災害の時は、災害JVがかなり機能しているということですね。
そんなに多く活用されているんですね。
わかりました。

(八幡委員長)

災害復旧工事については、道民の生活を早期に回復させるために、大変重要な工事と認識しております。

早期復旧のため、随意契約により、発注せざるを得ない状況もあるとの説明もありましたが、そういう際も、理由を明確にし、適正な執行に心がけていただきたいと思いますと考えております。

また、執行状況を見ていきますと、今後も数多くの災害復旧工事の入札が行われると思いますが、こちらについても、適正な入札の執行に心がけていただきたいと思います。

この件については、この程度としたいと思います。
それでは、次の報告事項に移りたいと思います。

(事務局)

次の報告事項であります談合情報対応状況ですが、報告内容に特定の企業及び個人名が含まれません。

昨年までの委員会では公開の場で、資料について黒塗りなどの調製を行い対応してきたところですが、近年の個人情報などの情報管理の徹底、また、今回は複数の談合情報の報告案件がありますことから、委員会の運営を円滑に進めるという観点から、本年度より非公開とさせていただいたところでございます。

趣旨をご理解いただき、委員並びに関係部局を除き、ご退席いただけますよう、よろしく申し上げます。

なお、本日の議事録については、特定の企業名及び個人名を伏せた形で、後日、行政改革課HPで公表する予定となっていることを申し添えます。

(3) 談合情報対応状況について

(八幡委員長)

それでは、報告事項の3番目「談合情報対応状況」について、事務局から説明願います。

(事務局)

それでは、「談合情報の対応状況」について、ご報告させていただきます。
資料は、4-1でございます。

平成28年度第2回の入札監視委員会以降に寄せられました4件の談合情報を一覧表にしております。

資料4-2につきましては、事情聴取書などの関係資料となります。

まず、1件目の談合情報の対応状況について報告させていただきます。

平成28年12月8日に入札を予定しておりました宗谷総合振興局稚内建設管理部発注工事の制限付き一般競争入札「稚内 緑3丁目 災害復旧工事(単独)」に関しまして、入札前の11月24日に匿名の電話によりもたらされた情報でございます。

電話の内容につきましては、資料４－２の２ページになりますが、「稚内高校の雨で斜面が崩れたところ。１２月の工事で今からやるところが〇〇に決まっている。気をつけた方がいい。」との内容でした。

こちらの情報につきましては、入札前に匿名の電話によりもたらされた情報であります。対象契約が特定でき、落札予定者名を含む情報であったことから、道が定める「談合情報対応手続」の規定により、調査が必要と認められますことから、調査を実施しました。

資料４－２の３ページ以降に、事情聴取書を添付しておりますが、調査の結果、談合の事実は確認できなかったことから、談合情報対応手続に基づき、当初の入札を取りやめ、入札参加要件の緩和等の措置を講じた上で、改めて一般競争入札を行う予定としておりましたが、工事計画の見直しが必要となったことから、再入札を取りやめ、翌年度予算措置を講じたのち、再度入札を執行することとしました。

平成２９年６月８日に、改めて制限付き一般競争入札を実施したところ、落札予定者として情報のあったものと異なる者が、落札候補者となったことから、落札候補者を落札者として決定いたしました。

入札結果につきましては、資料４－２の８ページとなっております。

番号の１番の業者が落札予定者となりまして、談合情報と異なる業者が落札予定者となったことから、そのまま落札者と決定し、本談合情報の対応としましては、以上となっております。

続きまして、２件目になりますが、平成２８年１２月２日に入札を執行しました宗谷総合振興局産業振興部水産課発注工事の制限付き一般競争入札「日本海宗谷地区 鬼脇南部 魚礁設置工事(２８補正)」に關しまして、入札後の１２月５日に、匿名の電話によりもたらされた情報でございます。

電話の内容につきましては、資料４－２の１０ページになりますが、「日本海宗谷地区鬼脇南部魚礁設置工事について、〇〇で２～３ヶ月前から事前に準備等を行っているが、問題ないのか。お前(振興局)のところで、調査はおこなわれないのか。」との内容でした。

こちらは、局長、支出負担行為担当者(副局長)の調査が必要との決定により、調査を実施しました。

調査の結果、談合の事実が確認できなかったことから、落札者と契約を締結しました。

入札結果は、資料４－２の１７ページとなっております。

続いて、３件目になりますが、平成２８年１２月１４日に入札を予定しておりました留萌振興局留萌建設管理部発注工事の制限付き一般競争入札「苫前小平線 構造改良工事(補正)」に關しまして、入札前の１２月１３日に、匿名のFAXによりもたらされた情報でございます。

FAXの内容につきましては、資料４－２の１９ページになりますが、「〇〇 〇〇 采配の元落札業者が決められている。工事名 苫前小平線構造改良工事(補正)落札業者 〇〇 落札価格 〇〇円 見積価格 〇〇円」との内容でした。

入札前に匿名のFAXによりもたらされた情報であります。対象契約が特定でき、落札予定者名を含む情報であったことから、道が定める「談合情報対応手続」の規定により、調査が必要と認められますことから、調査を実施しました。

資料４－２の２０ページ以降に、事情聴取書を添付しておりますが、調査の結果、談合の事実が確認できなかったことから、談合情報対応手続に基づき、当初の入札を取りやめ再度入札を検討しましたが、工期の確保のため、再度入札を見送り、工事計画を見直した上で事業規模を変更し、翌年度予算により、新たな入札を実施することとしました。

翌年度、入札の結果、談合情報のあった入札参加者以外の者が、落札候補者となったことから、落札候補者を落札者と決定し、契約を締結しました。

入札結果は、資料４－２の２６ページとなっております。

4件目は平成29年度に寄せられた談合情報の案件となりますが、6月7日に道庁建設部に匿名の電話によりもたらされた、空知総合振興局札幌建設管理部発注案件に関する談合情報でございます。

電話の内容につきましては、資料4-2の28ページになりますが、「6月13日入札の、札幌建管の「川の測量の入札」は談合してますよ。協会ぐるみで。わたしも関わっている。気をつけてください。」との内容でした。

こちらの情報につきましては、入札前に匿名の電話によりもたらされた情報ではありますが、対象契約が特定できないことから、道が定める「談合情報対応手続」の規定により、調査が必要な情報に該当しないことから、当初予定のとおり入札を実施しました。

入札の結果は、資料4-2の29ページ以降に「川の測量」に該当する11件の業務について、掲載させていただきました。

(八幡委員長)

2件目の宗谷総合振興局水産課発注案件について、「局長、副局長の決定により、調査を実施した」とのことだが、調査基準に合致していないが調査を実施したということですか。

(事務局)

こちらは、入札後の談合情報であり、「談合情報対応手続第1-2の(2)(資料4-1のP7)」に基づき調査の要否について、判断することとなります。

対応手続の第1-2の(2)の(ウ)の「上記(ア)及び(イ)のほか、調査が必要であると認められるもの」と規定されており、こちらを適用し、調査しております。

(八幡委員長)

4件目について、寄せられた談合情報にある「札幌建管」とはなにか。

(事務局)

「札幌建設管理部」の略称です。

(八幡委員長)

その「川の測量」と言っているのですね。

(事務局)

そうです。

(池田委員)

資料4-1に添付されてる談合情報対応手続についてですが、第1の1の(11)にある「談合情報どおりの者が落札者になった場合の調査等」について規定されていますが、過去に談合情報のあった者が落札したことはあるのか。

(事務局)

はい。ございました。

(池田委員)

調査の結果、どうなったのですか。

(事務局)

談合の事実が確認出来なかったことから、落札者と契約を締結いたしました。

こちらは、再度調査の規定となっております、第1の1の(10)の規定により、入札執行を取りやめ、入札参加要件等を緩和するなど談合を実施することを困難とする対応を取ったのちに、更に談合情報と同じ者が落札者となった場合、再度調査を行い、談合の事実が確認出来なかった場合は、入札結果に基づき落札決定する。という規定になっております。

(池田委員)

はい。わかりました。

(蟹江委員)

3番目の留萌建設管理部の案件について、再度入札の際に、当初入札の予定価格から大幅に金額が高くなっているが、これは当初の設計書を大幅に見直して、再度入札を行ったということか。

(事務局)

こちらの工事は、舗装工事の案件となりますが、工事計画等を見直し、当初予定していた箇所の続きも含めることで、工事規模を大幅に増しております。

(蟹江委員)

当初予定の工事の更に続きも含めたということですか。

(事務局)

はい。工事規模、延長等すべての計画をいったん見直した後、新たな入札を実施しております。

(蟹江委員)

その結果、工事規模が3倍になったということですね。

わかりました。

次に、4番目の談合情報について、「川の測量」という極めて曖昧な情報では、発注者側として対応しがたいというの理解するが、私の認識では、河川等の測量、工事はかなり精度の高い見積が可能な工種と考えている。

そこで、資料にある6/13の11件の入札結果について、1つも、最低制限と同価及び最低価格が同額となりくじ引きとなった案件が1つも無い。それをもって、どうということではないが、河川の測量等の入札において、最低制限と同価及びくじ引きにより落札決定した案件の比率というのはどのようになっているのか。

普段の入札は、5割6割と最低制限と同価等の落札があるのにこの日だけなかったとか、そういった不自然なことはなかったのか。

状況証拠にしかならないのかもしれないが、そういった不自然さはないのか。

(事務局)

そういったデータはとっていないのでデータを整理し、後日、ご報告させていただきたい。

(蟹江委員)

了解した。

(池田委員)

札幌市は、ほとんどが最低制限価格と同価となっている。

(蟹江委員)

それは、おそらく予定価格を公表しているからではないか。

(蟹江委員)

この11件の入札結果を見ていくと、ほとんどの案件が数万円の価格差で落札者が決定している。それなのに、同価入札が1つもない。

(八幡委員長)

それは、全体的に調整されているのではないかと、いうことですか。

(蟹江委員)

何か、不自然さを感じるということですか。

(八幡委員長)

この情報提供者の目的は何なのでしょうかね。

(蟹江委員)

よくわかりませんね。

(事務局)

落札率自体は、80%台で落札されており、競争の原理が働いているのではと考えている。

(蟹江委員)

そうですか。
同価落札について、地域別、工種別に分布を調べるなどしてみると何かわかるかもしれませんね。

(八幡委員長)

他に質問がなければ、これで終了とするがいかがか。

(八幡委員長)

無いようなので、これで委員会を終了するが事務局から何かありますか。

(事務局)

委員会冒頭の活動計画で、決定いただきましたとおり、第2回委員会は12月から1月の間に実施する方向で、別途、日程調整等をさせていただきます。

また、現地調査については10月中旬から1月上旬に実施させていただきます。

調査箇所の選定等、ご相談させていただきたいこともございますので、事務局で、関係資料を作成の上、後日ご連絡させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(八幡委員長)

それでは、これをもって第1回の委員会を終了します。
皆様、お疲れ様でした。